

監査の結果に基づき講じた措置等

令和 5 年度

<p>■定期監査 (第 1 回)</p> <p>□隨時監査 (第 回)</p> <p>□財政援助団体監査</p> <p>□指定管理者監査</p> <p>□工事監査</p>	<p>対象部課</p> <p>まちづくり部 交通対策課</p> <p>監査結果の通知日</p> <p>令和 5 年 6 月 29 日</p>
<p>指摘事項(要望事項)</p> <p>第2 監査の結果</p> <p>1 歳入予算の執行状況について</p> <p>(1) 雜入について</p> <p>①委託事業者から納付される自転車等移送料について、仕様書に定められた期間内(会計事務規則に基づく)に納付されていなかった。</p> <p>講じた措置の内容</p> <p>①釣銭を委託事業者が用意するよう仕様の見直しを行い、現在は遅滞なく納付が行われております。</p>	